

子ども・子育て支援新制度について

I 目的・趣旨

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る。

II ポイント

1. すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援する。

(1) 施設型給付と地域型保育給付の創設

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 — 「施設型給付」

○小規模保育、家庭的保育などへの給付 — 「地域型保育給付」

(2) 認定こども園制度の改正

○幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け

○既存の幼稚園及び保育所からの移行に義務付けず、政策的に促進

○幼保連携型認定こども園の設置主体は、国・自治体・学校法人・社会福祉法人のみ

○認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一体化

(3) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援

○市町村が地域の実情に応じたサービスを提供する（地域子ども・子育て支援事業）

2. 新たな一元的システムの構築

(1) 基礎自治体（市町村）が実施主体

○地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施する。

○国、都道府県は、実施主体である市町村を重層的に支える。

(2) 社会全体による費用負担

○国及び地方の恒久財源の確保を前提とする。

(3) 政府の推進体制・財源を一元化

○制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化する。

○財源を給付・事業に応じて一元化する。

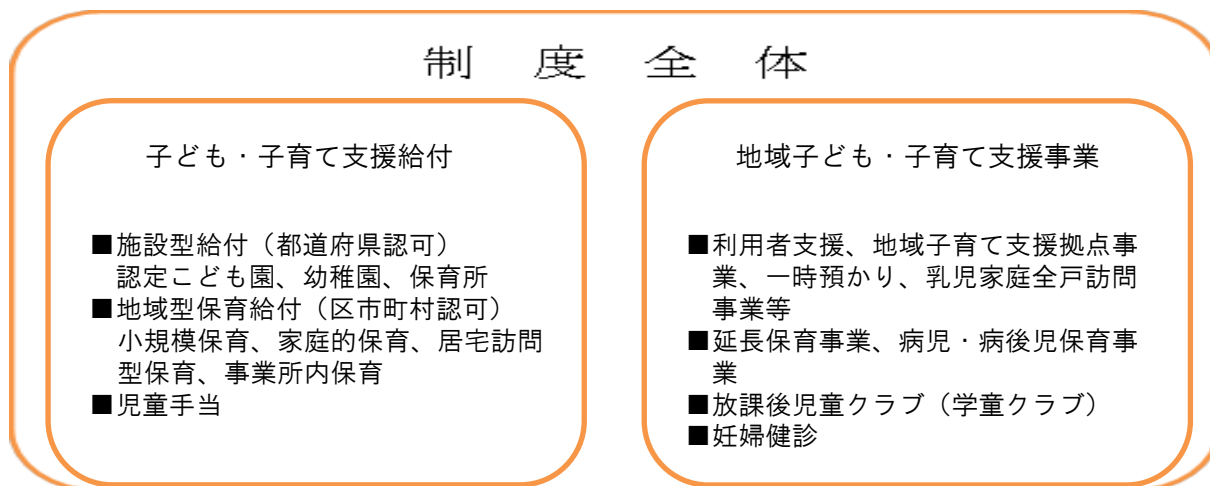
(4) 子ども・子育て会議の設置

○子ども・子育て関係者で組織し、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして会議を設置する。

子ども・子育て支援新制度について

Ⅲ 給付・事業の全体像

新しい制度では、行政が保護者に提供するサービスとして次の二つに大別されます。
「子ども・子育て支援給付」は、国が統一的な基準等を設けて市町村がサービスを行いますが、
「子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の実情に応じたサービスの提供を行うこととなります。



Ⅳ その他

1. 市町村の役割

市町村は、子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施主体としての役割を担い、そのために必要な以下の権限と責務が法律上位置づけられる。

- ・子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
- ・質の確保された給付・事業の提供
- ・給付・事業の確実な利用の支援
- ・事業の費用・給付の支払い
- ・計画的な提供体制の確保・基盤整備

（1）計画の策定と実施

国が定める「基本方針」に基づき、地域での潜在ニーズも含めた子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、地域内における新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定する。本計画をもとに、給付・事業を実施。

（2）施設・事業の認可等

地域型保育事業者の認可の際、市町村は、市町村計画に基づき需給の状況の確認を行う。また、認可等を受けた施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認。確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施。

2. 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定について

平成 27 年度～31 年度を対象とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し給付・事業を実施。(31 年度以降も 5 年ごとに策定)

(1) ニーズ調査の実施：平成 25 年度

計画策定にあたっては、国の基本方針に基づきニーズ調査を行い、その結果等を踏まえて、下記について検討する。

- ・ 圏域の設定
- ・ 幼児期の学校教育・保育、子育て支援事業に係る需要量の見込み
- ・ 上記支援事業等に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策

(2) 子ども・子育て会議の設置

計画策定にあたっては、市町村内の関係当事者が参画する仕組みとして「地方版子ども・子育て会議」を設置し、関係者当事者等の意見を反映させるよう取り組む必要がある。